

○議長（吉田敏郎）

日程第9 議案第63号 開成町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。令和2年5月1日付けで、スポーツに関する事務及び文化に関する事務を町長の事務部局から教育委員会事務局に移管する組織・機構の見直しを実施したいので、開成町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

それでは議案第63号の表紙を御覧ください。

議案第63号 開成町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例を制定することについて。

開成町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月3日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、条例制定の概要について御説明申し上げます。

先ほどお認めいただきました、議案第58号 開成町部設置条例を制定することについて、において説明させていただいた組織・機構の見直しに関連いたしまして、現在町長の事務部局において所管しているスポーツに関する事項、これは学校における体育に関するものを除くもの、及び文化に関する事項、こちらも文化財の保護に関するものを除くものでございますが、このスポーツに関する事項、文化に関する事項について、職務権限の特例を廃止し、町長の事務部局から教育委員会の事務部局に事務権限を返還するため、教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を廃止するものでございます。

1枚おめくりください。条例案でございます。

開成町条例第 号 開成町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例。

開成町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例は廃止する。

附則でございます。施行期日でございますが、開成町部設置条例と同じく施行期日を令和2年5月1日と定めるものでございます。

1枚おめくりください。資料といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づきまして、教育に関する事務の管理に関する条例の制定または改廃については、議決をする前に当該地方公共団体の教育委員会

の意見を聞くこととされておりますので、教育委員会に対しまして、条例案に対する意見の聴取をお願いした際の回答を添付したものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決に入ります。

議案第63号 開成町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決されました。